（入札説明書別冊２）

請負契約書（案）

件　名　ナイルデルタ地域上下水道公社運営維持管理能力向上プロジェクト向け機材

平成　　年　　月　　日

請負契約書

1	契　約　番　号	第　　　－　　　号
2	件　　　　　名	ナイルデルタ地域上下水道公社運営維持管理能力向上プロジェクト向け機材
3	物品名及び数量	別添内訳書のとおり
4	仕　　　　　様	別添内訳書のとおり
5	契　約　金　額	金　　　　　　円（CIP 条件） （内訳：CIP 機材金額 据付技師派遣費用　　　　　　　円）
6	船　積　期　限	平成２５年３月１１日
7	据付技師派遣時期	平成２５年４月中旬～５月中旬
8	履行期限	平成２５年５月 31 日（プロジェクトサイトでの据付等業務が完了し、完了報告書の提出までとする。）
9	船　積　地	日本国内港
10.	仕向空港	エジプト国カイロ国際空港
11.	仕向地（プロジェクトサイト所在地）	エジプト国ザガジグ市

SHRKIYA POTABLE WATER AND SANITATION COMPANY(SHAPWASCO)
29 Saad Zaghloul Street, Zagzig, Sharkiya, Egypt

独立行政法人国際協力機構　契約担当役　理事　小寺　清　（以下「発注者」という。）と
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「受注者」という。）とは
頭書の物品の売買契約を次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）

第１条　発注者受注者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（納品、輸送及び保険）

第２条　受注者は、頭書の物品を頭書に示すところに従い発注者に引き渡さなければならない。

２　契約物品のうち輸出検査および国営検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。

３　受注者は、契約物品に十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。

４　契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び輸出梱包の荷印については別添引渡条件に

よるものとする。
５　受注者は、契約物品にかかる輸出通関、仕向地に至るまでの輸送手配、船積等輸出手続きを行うものとする。
６　受注者は、発注者が特約を締結している保険会社に対して、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を付保しなければならない。
７　受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、保険証券（または保険承認状）、送り状、梱包明細書、検量証明書を提出しなければならない。
８　受注者は、輸送途中における機材の損害あるいは損失の調査、発見、保険金請求手続きについて、発注者に協力しなければならない。
９　契約物品にかかる仕向地における据付を別添引渡条件に基づいて行うものとする。

（輸出貿易管理令）
第３条　受注者は、契約物品について、輸出貿易管理令および輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等の取得を要するか否かを確認し、発注者に所定の様式により報告しなければならない。
２　発注者は、前項による受注者の報告に基づき、輸出許可の取得を必要とする物品（以下「輸出許可物品」という。）及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可取得後まで留保するとともに、当該物品の船積期限について別途定めることができる。
３　受注者は、輸出許可物品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力するものとする。
４　受注者が第１項に定める報告を怠った結果生じる、物品の製作及びその他の費用に関する損害については、受注者が負担する。
５　発注者は、輸出許可物品の許可の取得が不可能であると判断される場合、輸出許可物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。
（納入前検査）
第４条　受注者は、契約物品の引渡しに先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。
２　受注者は、前項による検査に合格しない物品については、速やかにこれを引取り、その物品にかわる代替品を引き渡さなければならない。
（据付完了検査及び引渡）
第５条　受注者は、契約物品の現地据付等業務完了後、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。

２　受注者は、前項による検査に合格した場合、発注者による合格確認を得た据付完了報告書を発注者に提出しなければならない。
３　前項の検査の結果、合格と認めた時をもって引渡を完了したものとする。不合格となったときは、受注者は遅滞なく必要な補正を行い、発注者に補正完了の届を提出し、再検査を受けなければならない。
４　受注者の責に帰することのできない事情により合格に至らない場合の引渡の完了時期については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。

（危険負担）
第６条　前条に定める引渡しが完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。
（瑕疵担保）
第７条　第５条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発見された場合は、受注者は、速やかに無償でその物品の修理又は代替品の納入をしなければならない。
（契約保証金）
第８条　発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。
（代金支払）
第９条　　発注者は、第５条による引渡し完了後、受注者より頭書の契約金額の適法なる支払請求書を受理した日から３０日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
（部分払い）
第１０条　発注者は、契約物品の納入前検査が完了したのちに受注者から支払い請求があった場合、冒頭５．契約金額のうちの CIP 金額を上限として部分払い金を支払うことができる。この場合における支払いについては第９条の規定に準ずるものとする。
（支払遅延利息）
第１１条　発注者は、第９条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に１円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。
（履行期限延長）
第１２条　発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が頭書の船積期限内に当該物品を船積することができないときは、または頭書の履行期限までに当該物品を引渡することのできないときは発注者の定める日数の範囲内で納期延長または履行期限の延長を認めることがある。
この場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額（以下「契約金額」という）に対し年（３６５日とする。）５．００パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注

者より徴収する。ただし、端数計算については第１１条に準ずるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、その納入期限または履行期限の延長が天災地変その他受注者の責に帰することのできない事由によるときは、発注者は受注者より延滞違約金を徴収しないものとする。

（談合等不正行為に対する措置）

第１３条　受注者（共同企業体にあっては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する額を談合等不正行為に係る違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

（２）本契約に関し、受注者（法人にあたっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の３又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。

３　受注者が第１項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年（365 日とする。）5.0 パーセントの
割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第１０条に準ずるものとする。

４　本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

（権利義務の譲渡等）

第１４条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（契約の解除）

第１５条　次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

（１）第１２条による納入期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が頭書に定められた納入期限内に契約物品を納入しないとき、又は発注者が引渡しを完了する見込みがないと認めたとき。

（２）第１２条による履行期限延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が当初に定められた履行期間内に契約物品を引渡ししないとき、又は発注者が引渡しを完了する見込みがないと認めたとき。
（３）受注者が本契約の条項に違反したとき。
（４）受注者が他から執行保全処分、強制執行、公売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は会社整理、特別清算、会社更生手続き、破産を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立をしたとき。
（５）受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき。
（６）受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき。
（７）契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき
（８）受注者が第１３条第１項各号の規定の一に該当するものとして発注者から不正行為にかかる違約金の請求を受けたとき。
２　前項第１号又は第２号の規定により契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、契約金額の１００分の１０に相当する解約違約金を支払わなければならない。
（発注者の事務委任）
第１６条　発注者は、第４条に定める検査の一部を第三者に委任することができるものとする。
（契約の公表）
第１７条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること
（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること
３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
（１）第２項第１号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
（２）受注者の直近３ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
（紛争の解決方法）
第１８条　本契約に関し、紛争が生じた場合には、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
（疑義の決定）
第１９条　本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、

必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書２通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　東京都千代田区二番町５－２５
二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理　　事

受注者

別添
引渡し条件
立会検査報告書
据付完了報告書
内訳書

以上

別添

【引渡し条件】

本内訳書の機材の納品及び輸送は、第２条により次のことを満足するものとする。

１　提出書類名

	機構提出用	コンサイニー用
取扱説明書	不要	各１部
カタログ	各１部	各３部
図面（配線図、構成図など）	各１部	各３部
据付要領図	各１部	各３部
保証書	各１部	各３部
ﾒﾝﾃﾅﾝｽ時連絡先	各１部	各３部

２　電源仕様：

単相　電圧（220Ｖ）　周波数（50Ｈｚ）　プラグ形状（　Ｃ　）

三相　電圧（　　　Ｖ）　周波数（　　　Ｈｚ）　プラグ形状（　　　　）

上記以外の場合は内訳書に記載のとおりとする。

３　マーキング：

梱包ケースの両サイドには、以下のマークをつけること。

（1）ケース・マーク（黒字）

Holding Company for Water & Wastewater　（宛先）

JICA

Cairo, Egypt (仕向地)

C/NO

（2）サイド・マーク（赤字）

TECHNICAL COOPERATION　BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

(3)CAUTION/CARE MARK(TOP MARK 等)

４　銘　板：

英文品名、製造番号、製造年月、使用電源、メーカー名を明記した銘板を取り付けること。

５　輸送条件：

空送により、エジプト国カイロ国際空港まで輸送する。

６　コンサイニー：

DR. SALAH BAYOUMI

Head of Project Sector, Holding Company for Water & Wastewater (HCWW)
Kornish Einil - Rodelfarag Water treatment plant- Elsahel, Cairo, Egypt
Tel: +20(2)2458-3590/91/92/93/94
Fax: +20(2)2458-3884

7　Notify Party

① JICA EGYPT Office
World Trade Center 8th floor, 1191 Corniche El Nile St., Boulak, Cairo. EGYPT
Tel：+20 (2) 2574-8240/41/42/44 , +20 (2) 2773-6090/91
P.O.Box 475 Dokki

②DR. SALAH BAYOUMI
Head of Project Sector, Holding Company for Water & Wastewater (HCWW)
Kornish Einil - Rodelfarag Water treatment plant- Elsahel, Cairo, Egypt
Tel: +20(2)2458-3590/91/92/93/94
Fax: +20(2)2458-3884

8　据付技師派遣

次のとおりプロジェクトサイトでの据付調整関連業務のため、技師派遣を行う。
平成２５年４月中旬から５月中旬、３０人日

9　輸送書類（英文）：

（１）　Airway Bill, Invoice, Packing List の写しを出荷フライトの７営業日前までに発注者に提出すること。コンサイニー等の記述が仕向国での免税通関に重要となるので、記載ミスがある場合には訂正を求める。

（２）　シッパー名は、受注者 on behalf of JICA とすること。

（３）　Airway Bill, Invoice, Packing List には以下の文言を記入する。
"The above mentioned equipment was donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. (Presidential decree number 490 for the year 1983)

１０　その他の書類の要否

提出書類名	機構提出用	コンサイニー用
Airway Bill	副３通	正１通、副３通
Invoice	正１通、副２通	正１通、副２通
梱包明細書(Packing List)	正１通、副２通	正１通、副２通
検量証明書	副１通	正１通、副７通
梱包材熱処理証明書等	不要	不要

原産地証明書	不要	不要
領事査証	不要	不要
非木材証明書	不要	不要
輸送日程報告カード（確定）	副１通	正１通

以上